

## 【地方分権の推進について（平成21年6月）】

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠です。

平成20年12月、地方分権改革推進委員会が取りまとめた「第2次勧告」を受け、政府においては、本年3月、「出先機関改革に係る工程表」を策定されたところです。

また、平成21年度には、地方分権改革推進委員会が、地方税財政制度の見直しに関する「第3次勧告」を行い、その後、政府においては、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」が国会に提出される予定であり、まさに、今年は第二期地方分権改革の総仕上げの時期を迎えます。

このように、地方分権改革の具体策が示されていく中で、地方の求める真の分権型社会の実現に向け、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

### 【要望事項】

#### （1）国と地方の役割分担の明確化

- ① 「地方でできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担をより一層明確化したうえで大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲
- ② 国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減により、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を推進

#### （2）地方税財源の充実・強化等

- ① 地方が自主・自立的な行財政運営ができるよう、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指した、国から地方への一層の税源移譲の推進及び地方税財源の充実・強化
- ② 税源移譲に当たり、地域間格差が拡大することのないよう、地方消費税の充実などによる偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び移譲財源の一部を各地方公共団体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築
- ③ 地方交付税については、社会保障関係の経費が増大し続ける中、住民生活を守り、地域の活性化が図られるよう、地域の実情に即した地方再生の取組などを含めた地方の単独事業を中心とした財政需要を地方財政計画に適切に反映させ、その総額を早急に復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能を充実

- ④ 併せて、法定率を引き上げるとともに、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」として、地方固有財源であることを明確化

(3) 国との協議の場の設置

- ① 地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が対等・協力の立場で協議を行う「(仮)地方行財政会議」の法律に基づく設置
- ② 「(仮)地方行財政会議」が設置されるまでの間、「国・地方の定期意見交換会」による協議を継続的に実施

(4) 道州制に関して

- ① 道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、道州制については、平成19年1月に全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」の「道州制の基本原則」及び平成20年10月に九州地域戦略会議が策定した「九州モデル」を踏まえ、国と地方が一体となった検討機関を設置し、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等を具体的に検討
- ② 道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿った第二期地方分権改革の着実な推進